様式第１号（第５条関係）

　　　年　　月　　日

宇土市長　様

宇土市地方就職支援金交付申請書

宇土市地方就職支援金交付要綱第５条の規定により、地方就職支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | |
| 氏名 |  | 年　　　月　　　日 | |
| 住所 | 〒 | 電話 番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 面接・試験日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 内定日 | 年　　　　月　　　　日 | |

３　移動経路（往復）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
| (バス停名・駅名・空港名など) | |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

様式第１号別紙１

宇土市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　熊本県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び宇土市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、宇土市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

(1)　地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2)　地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

(3)　地方就職支援金の申請日から１年以内に宇土市に転入しなかった場合：全額

(4)　地方就職支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（退職から３月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額

(5)　転入日から３年未満に宇土市以外の市区町村に転出した場合：全額

(6)　転入日から３年以上５年以内に宇土市以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第１号別紙２

熊本県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

　熊本県及び宇土市は、熊本県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、熊本県及び宇土市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

　熊本県及び宇土市は、地方就職支援金の返還事由の該当の有無のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。